

中部運輸局自動車交通部

令和6年3月27日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

松岡、宗宮 TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

神戸、木下 TEL 052-351-5313

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所名

事業者名：有限会社 ダイユウ・コム（代表者：木村 清一）

住所：愛知県一宮市森本5丁目33番33号

営業所：本社営業所（愛知県一宮市森本五丁目33-33）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和6年3月27日

処分内容：① 車両使用停止処分290日車
（12両を22日間及び1両を26日間の使用停止）

② 文書警告

3. 監査端緒

長期監査未実施を端緒に、愛知運輸支局が当該事業者に対して監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）認可を受けないで、自動車車庫を設置していた。

（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）

（2）認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）

- (3) 認可を受けずに、貨物自動車利用運送を行っていた。
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第8号)
- (4) 届出を行わず、営業所別配置車両数を変更していた。
(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)
- (5) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (6) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。(健康診断未受診)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (7) 整備管理者の選任(変更)の届出をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (8) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヶ月点検)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (9) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (10) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (11) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (12) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (13) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (14) 運行記録計による記録に事実と異なる記録をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(15) 運転者等台帳を作成していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(16) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(17) 特定の運転者（初任運転者）に対する運転適性診断（初任診断）を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(18) 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。

(貨物自動車運送事業法第60条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 29点
- ・当該事業者に付された累積違反点数 29点